

佐倉市市制施行60周年記念事業に係る実施要領

1 実施方針

平成26年に市制施行60周年を迎えるにあたり、佐倉市第4次総合計画の基本構想のスローガンである「歴史 自然 文化のまち」をテーマに、記念事業を催すこととする。

佐倉市は、印旛沼や里山などに代表される豊かな自然、先人が残した歴史、文化の薫り高いまちを誇りとしており、市制施行60周年にあたり、先人たちの功績を称え、市民とともに祝賀し、さらには次代の佐倉市を創造していく契機としようとするものである。

2 対象事業の範囲等

(1) 対象事業の範囲

次のいずれかに該当する事業を対象とする。

- ① 先人たちの功績を称える事業
- ② 佐倉市の特性を活かした事業
- ③ 市民とともに祝賀できる事業
- ④ 次代のまちづくりを創造していく契機となる事業

(2) 対象事業の種類

実施主体は、佐倉市が主体的に行う事業（以下「主催事業」という。）と市民等が主体的に行う事業（以下「協賛事業」という。）に区分する。

※「市民等」とは、佐倉市内に在住し、在勤し、又は在学する個人、これらの個人が主体となって構成された団体及び市内に事務所又は事業所を有する法人をいう。

(3) 対象事業の時期

対象事業の時期は、平成26年度中に事業を開始し、当該年度中に終了するものとする。

3 事業区分とその範囲等

(1) 主催事業の範囲

主催事業は、次に掲げる事業とする。

① 企画事業

市制施行60周年の記念事業として企画した事業で、市長が認定する事業をいう。

② 冠事業

企画事業以外の事業で、多くの市民の参加が見込まれ、市制施行60周年を市民とともに祝うことができる事業をいう。

(2) 協賛事業の範囲

市民等が市制施行60周年を祝賀する事業であって、市長が認定する事業をいう。ただし、次のいずれかに該当する場合には、原則として対象事業から除外

する。

- ア 市民の参加が限定されるもの
- イ 事業が市民に公開されないもの
- ウ 政治的、宗教的目的を有するもの
- エ 営利を主たる目的とするもの
- オ 他との権衡を失すると判断されるもの

4 事業の申請手続き等

(1) 企画事業

① 候補事業の範囲

佐倉市市制60周年記念事業企画検討委員会において決定した事業（別表1参照）を候補事業とする。

② 申請手続き等

平成26年度予算成立後、候補事業の中から市長が決定し、当該事業を担当する所属に対し、通知するものとする。

(2) 冠事業

冠事業を実施しようとする所属の長は、当該所属を担当する部長の決裁を経て、市制施行60周年記念事業〔冠事業〕届出書（別紙様式1）により、事業実施の1ヶ月前までに市長に申請するものとする。

(3) 協賛事業

協賛事業の申請・認定手続きは、次により行うものとする。

ア 協賛事業を実施しようとする市民若しくは団体の代表者は、市制施行60周年記念事業〔協賛事業〕認定申請書（別紙様式2）により、事業実施期日の1ヶ月前までに市長に申請するものとする。

イ 市長は、協賛事業として適当と認めたときは、認定番号を付して市制施行60周年記念事業〔協賛事業〕認定通知書（別紙様式3）を交付するものとする。

5 事業の変更

前項により認定された事業（以下、「認定事業」という。）を実施する所属長及び市民若しくは団体の代表者等は、当該承認事業を変更し、又は中止しようとするときは、市制施行60周年記念事業変更・中止届出書（別紙様式4）により、速やかに市長に届出するものとする。

6 認定の取り消し

市長は、認定した事業について、次のいずれかに該当すると認めた場合は、認定を取り消すことができる。

- ア この方針に定める事項に違反したとき
- イ 指定の条件に違反したとき
- ウ 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき

エ その他市長が適当でないとき

7 協賛事業に対する支援等

(1) 名称の使用

事業者は、当該協賛事業の実施にあたり作成するポスター、パンフレット、チラシ等に「佐倉市市制施行60周年記念事業」の名称を使用することができる。

(2) 事業の周知

協賛事業は、広報紙、広報番組、佐倉市ホームページ等を通じて、市民に事業の周知を図ることができるものとする。

(3) 記念ロゴマークの使用

事業者は、当該協賛事業の実施にあたり作成するポスター、パンフレット、チラシ等に、佐倉市市制施行60周年記念事業の記念ロゴマークを使用することができる。

(4) 記念ロゴマークの使用形態

記念ロゴマークの使用にあたっては、提供する記念ロゴマークの基本型（別表2参照）の全部使用を基本とし、その一部あるいはデザイン変更の伴う使用について認めないものとする。

なお、当該協賛事業のオリジナルロゴマーク等との複合的な使用については認めるものとする。

(5) 記念ロゴマークの使用期間

記念ロゴマークの使用期間は、当該協賛事業の認定を受けた日から事業完了日（認定申請書記載）までとする。

8 その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この要領は、平成26年2月28日から適用する。